

補助金調書

補助金名	商店街社会課題解決型補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 地域産業支援課 (TEL441-3303)
交付先	団体	市内商店街			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	第1期: 毎年度4月(令和2年度は4月27日(月)まで) ※ 上記以後は予算の範囲内で随時。			
(公募の場合) 応募要件	補助の対象となる団体は、本市内の商店街及びその連合体並びに共同店舗であって、かつ、福岡市中小企業振興条例2条第2号に定めるもの(以下「商店街等」という。)とする。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	8	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	商店街が実施する地域の高齢化等の社会的な地域課題解決に向けた取組みに対し、その事業経費の一部を補助し、その実施場所である商店街の活性化を図る					
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が行う社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業、商店街を事業の実施場所として行う同様の効果のある事業に、補助金を交付することにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。 しかしながら、商店街の現状は、人材不足や会員減少による資金不足等の課題を抱え、活性化への取組みがますます重要となっている。 このような状況を踏まえ、更なる経営基盤強化を図るために、商店街が取り組む販売促進事業や地域課題解決やまちづくり活動等のソフト事業を今後も引き続き支援する必要がある。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象経費: 事業経費, 謝金, 旅費 ・補助率: 補助対象経費の2/3以下 ・補助限度額 【単年度補助】 200万円限度(予算の範囲内)				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	3 件	3 件	2 件		
	2,500 千円	2,952 千円	2,608 千円	1,312 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	○中央区清川にある「清川サンロード商店街協同組合」が、地域の安全・安心にかかる取組みを実施(3年目) ・定期的に自転車マナーアップを啓発するアナウンスを4か国語にて放送。(継続中) ・毎月、自転車マナーアップキャンペーンを実施。商店街名入りの啓発物を配布し、自転車の安全利用を啓発。(継続中) ○博多区御供所地区にある「御供所名店会」が御供所まちづくり協議会と連携し、地域資源活用、安心・安全にかかる取組みを実施。(2年目) ・ピクトグラムやQRコードを使った外国人観光客誘導のための案内看板を店舗にも設置し、不要なトラブルの回避に努めた。 ○今宿商工業協同組合は、地域住民が利用できるレンタルスペースを整備し、各種事業を行うことで、地域コミュニティの活性化を目指す。(単年度)					
補助金交付 による効果	清川サンロード商店街の入口で自転車を降りるなど、自発的に押し歩きをされる方も増えてきた。 御供所名店会では、QRコード経由によりホームページへのアクセス数が大幅に増加した。飲食店ではクレジットカードが利用できないなどで起こるトラブルは減少したとの意見がある。 「今宿フリースペース」(施設名)は完成したものの、開設後に予定していた各種事業は、新型コロナウイルス感染防止の観点からすべて中止した。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。